**平成２４年（フ）第２０号**
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸7268番地２
債務者　木下　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第７号**
福島県いわき市佐糠町東２丁目７番地の16
債務者　森下　　功
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２４年（フ）第８号**
福島県いわき市佐糠町東２丁目７番地の16
債務者　森下千代子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２３年（フ）第３０３号**
長野市大字川合新田88番地　フラッツ山崎202号室、前住所長野市大字北堀455番地４
債務者　泉　　友麻
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３３１号**
長野市三輪５丁目２番Ｄ１―407号　柳町団地
債務者　小山　　稔
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０１５号**
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目24番23号　パンシオンＨ―301
債務者　岸本　幸恵（旧姓竹尾）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１０９１号**
兵庫県西宮市里中町３丁目３番20―306号、前住所兵庫県西宮市上鳴尾町17番７号
債務者　大川　健一
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１０９２号**
兵庫県西宮市里中町３丁目３番20―306号、前住所兵庫県西宮市上鳴尾町17番７号
債務者　大川三穂子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第３４号**
兵庫県尼崎市田能４丁目11番41―206号、前住所兵庫県尼崎市食満２丁目23番38号　もがわハイツ201号
債務者　入口　孝信
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４９号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目３番18号
債務者　川野　幸恵
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第５４号**
兵庫県尼崎市立花町２丁目16番４号　サニーハイツ303号
債務者　吉田　眞己
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第３２８号**
長野県中野市南宮１番36号　ファミールサカイＢ―２号、前住所長野県中野市西２丁目９番７号
債務者　藤澤　泰則
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２０号**
兵庫県伊丹市鴻池６丁目23番28―10号
債務者　菊地　秀哉
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（フ）第３６号**
兵庫県西宮市森下町２番28―1007号、住民票上の住所兵庫県西宮市森下町11番24―118号
債務者　西澤　一樹
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第９２号**
兵庫県西宮市枝川町12番84―101号、前住所兵庫県西宮市甲子園六石町５番28―107号
債務者　中野　節子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４４号**
北九州市小倉北区中井浜５番19―609号
債務者　花田　純一
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第４８号**
北九州市八幡西区萩原２丁目10番４―303号
債務者　佐藤　佑介
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部